

資 料 編

名張市地域福祉活動計画 策定委員会 委員名簿

(敬称略)

氏名	団体等	備考
鵜沼 憲晴	皇學館大学 現代日本社会学部現代日本社会学科 教授	委員長
古谷 久人	地域づくり代表者会議	副委員長
藤村 純子	名張市民生委員児童委員協議会連合会 会長	
草部 豊美	名張市民生委員児童委員協議会連合会 主任児童委員部会 部長	
小林 庄蔵	名張市老人クラブ連合会 会長	
山本 弥生	名張市精神障害者家族会 なばるの会	
萩森 真里子	社会福祉法人名張厚生協会 名張養護老人ホームみさと園 施設長	
常木 春枝	名張市ボランティアセンター運営委員会 委員長	
時枝 民生	地域ささえあい活動連絡会	
則近 優一	株式会社ユー 代表取締役	
稻垣 昭則	社会福祉法人名張市社会福祉協議会 法人後見受任委員会 副委員長	
宮崎 正秀	名張市福祉子ども部医療福祉総務室 室長	

名張市地域福祉活動計画編集会議 編集委員名簿

地域福祉課	福井 浩司 ・ 山口 正治 ・ 中川 久美子 ・ 野木 千恵子 松本 壽次 ・ 永岡 良仁 ・ 葛原 博男
-------	--

策定経過

【策定委員会】

	開催日	内容
第 1 回	令和元年 10月2日	第4次名張市地域福祉活動計画について、前計画の実施評価、計画策定スケジュール(案)
第 2 回	令和元年 12月13日	計画素案
第 3 回	令和2年 2月7日	計画案
第 4 回	令和2年 3月5日	種別会・各委員会での意見聴取結果について、名張市地域福祉活動計画推進委員会委員の選出について

【編集会議】

	開催日	内容
第 1 回	令和元年 6月26日	計画策定スケジュール(案)、計画施策体系(案)、
第 2 回	令和元年 7月10日	計画施策体系(案)、施策の展開(重点事業1～3)
第 3 回	令和元年 7月29日	計画施策体系(案)、施策の展開(重点事業1～3)
第 4 回	令和元年 8月8日	計画施策体系(案)、施策の展開(重点事業1～3)
第 5 回	令和元年 8月16日	計画施策体系(案)、施策の展開(重点事業1～3)
第 6 回	令和元年 8月27日	計画施策体系(案)、施策の展開(重点事業1～3)
第 7 回	令和元年 9月6日	計画施策体系(案)、施策の展開(重点事業1～3)
第 8 回	令和元年 9月12日	計画施策体系(案)、施策の展開(重点事業1～3)
第 9 回	令和元年 9月19日	計画施策体系(案)、施策の展開(重点事業1～3)
第 10 回	令和元年10月24日	第1回策定委員会を受けて内容の検討及び修正
第 11 回	令和元年11月8日	第1回策定委員会を受けて内容の検討及び修正
第 12 回	令和元年11月18日	第1回策定委員会を受けて内容の検討及び修正
第 13 回	令和元年11月25日	計画素案の整理
第 14 回	令和元年12月26日	第2回策定委員会を受けて内容の検討及び修正
第 15 回	令和 2年 1月14日	第2回策定委員会を受けて内容の検討及び修正
第 16 回	令和 2年 1月20日	計画案の整理
第 17 回	令和 2年 2月 3日	計画案の整理
第 18 回	令和 2年 2月21日	種別会・各委員会での意見聴取結果のまとめ、名張市地域福祉活動計画推進委員会委員について

社会福祉法人名張市社会福祉協議会 名張市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人名張市社会福祉協議会（以下「本会」という。）と住民とが共に取り組む地域福祉推進の活動方針を示すための名張市地域福祉活動計画（以下「活動計画」という。）の策定に関し、関係団体等の意見を反映させることを目的に、名張市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 活動計画の策定に関すること。
- (2) その他活動計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員15名以内で構成する。

- 2 委員は、次の各号に掲げる者の中から会長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 住民組織の代表
 - (3) 民生委員・児童委員の代表
 - (4) 高齢者関係団体の代表
 - (5) 障がい者関係団体の代表
 - (6) 社会福祉施設の代表
 - (7) ボランティア関係団体の代表
 - (8) 福祉活動に参加又は協力する企業の代表
 - (9) 法人後見受任委員の代表
 - (10) 行政関係者
 - (11) その他、会長が必要と認める者
- 3 前項に掲げる委員のほか、委員会が必要と認めるときは、他の者に關係者として出席を求め、意見を聞くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該活動計画の策定が完了するまでとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置き、委員会の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 委員会は、委員長が召集し、会議の議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数の者が出席しなければ開くことができない。
 - 3 委員長は、必要と認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。
 - 4 地域福祉活動計画推進にあたり、委員会のほか、職員による「地域福祉活動計画策定プロジェクトチーム」を設置することができる。

(報酬)

- 第7条 委員の報酬は、委員会の出席につき、日額5,000円とする。
- 2 前項の規定に関わらず、委員が名張市職員の場合は、支給しない。

(費用弁償)

- 第8条 委員が委員会に出席したときは、日額500円を支給する。
- 2 前項の規定に関わらず、名張市外に在住かつ勤務する委員の旅費の額は、本会旅費規程に準じて算出した額とする。
 - 3 前2項の規定に関わらず、委員が名張市職員の場合は、支給しない。

(庶務)

- 第9条 委員会の庶務は、地域福祉課地域福祉係において処理する。

(補則)

- 第10条 この要綱で定めるものほか、活動計画の策定に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

社会福祉法人名張市社会福祉協議会 名張市地域福祉活動計画推進委員会設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人名張市社会福祉協議会と住民が共に取り組む地域福祉活動の推進状況を管理することを目的に、名張市地域福祉活動計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について意見を述べるものとする。

- (1) 活動計画の進捗状況の確認、評価、見直しに関すること。
- (2) その他活動計画の推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、委員5名で構成する。

- 2 委員は、名張市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱第3条第2項に掲げる委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 委員会が必要と認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 4 委員が欠けた場合における補欠委員は、前任者の選出区分から会長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、当該地域福祉活動計画の計画年度満了までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(報酬の支給)

第6条 委員の報酬は、委員会の出席につき、日額2,000円とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員が名張市職員の場合は、支給しない。

(会議)

第7条 委員会は、委員長が召集する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、地域福祉課地域福祉係において処理する。

(補則)

第9条 この要綱で定めるもののほか、活動計画の推進について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年9月1日から施行する。

用語集

ア行

・インテークワーカー

援助を求めて相談機関を訪れた方に対して、どのような相談内容を抱えていて、主訴の背景にある問題は何かということを明らかにする面接相談を担当する者。

・インフォーマル

自治体や専門機関など、フォーマル(正式)な制度に基づき提供される支援ではなく、家族や友人、地域住民、ボランティアなどによる、制度に基づかない非公式な支援のことをいいます。

・エリアディレクター

相談者の世帯全体の複合的・複雑化したニーズを捉え、これらを解きほぐし、本質的な課題の見立てを行い、様々な相談支援機関等と連携しながら、必要な支援のコーディネートを担う者。

・SNS（エス・エヌ・エス）

「ソーシャル・ネットワーキング・サービス」の略で、人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型のWebサイトおよびネットサービス。「facebook」（フェイスブック）や、「Twitter」（ツイッター）、「Instagram」（インスタグラム）などが有名。

カ行

・介護予防施策

高齢者が要介護状態にならないための対策や、すでに要介護状態の方の改善、症状が悪化することの防止を目的とした取り組みについての政策・対策をいいます。

・基礎的コミュニティ

区、自治会等をいう。

・救急医療情報キット

急病になり救急車を呼ぶ時など万一に備え、かかりつけ医や服薬内容、緊急連絡先などの情報を入れて冷蔵庫に保管しておく容器。

・権利擁護

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力が十分でない人の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。

・合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が一生の間に産む子どもの数に相当します。

・更生保護協力雇用主

犯罪や非行をした人の自立及び社会復帰に協力することを目的として、犯罪や非行をした人を雇用し、又は雇用しようとする民間の事業主。

サ行

・災害ボランティアセンター

災害が発生した際に、被災者のニーズとボランティアをつなぐことで被災者を支援する組織。

・サロン（ふれあい・いきいき）

地域住民が主体となり、集会所や民家などで、高齢者や子育て中の親子、障がい者などが気軽に集える身近な交流、つながりづくりの場。

・スクエアステップ

四方の升目で区切ったマット上で前後左右斜めとステップを踏む、介護予防や健康づくりのエクササイズ。

・生活支援員

日常生活自立支援事業において、支援計画にもとづき、定期的な支援を行う者。

・生活支援コーディネーター

別名「地域支え合い推進員」といいます。高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していく事を目的とし、地域において生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを指します。

・セーフティネット支援対策事業

地方自治体が地域の実情に応じ、生活保護受給者や低所得者、ホームレスといった地域社会の支えを必要とする要援護者全般に一貫した施策を推進し、地域社会のセーフティネット機能の強化を図ることができるよう、既存の要援護者への自立・就労支援等を目的とする事業を統合・再編していくことを指します。

・ソーシャルキャピタル

信頼や規範、ネットワークなど、社会や地域コミュニティにおける人々の相互関係や結びつきを支える仕組みの重要性を説く考え方のことです。

ソーシャルキャピタルは、人々の協調行動を活性化することによって培われるもので、それが豊かに蓄積されるほど、社会や組織の効率性が高まるのが特徴とされています。

・市民後見人（福祉後見人）

市区町村等が実施する養成研修を受講するなどして成年後見人等として必要な知識を得た市民の中から、家庭裁判所が成年後見人等として選任した人をいいます。

・生活困窮者

就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者。

・成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、法律的に支援する制度をいいます。

・成年後見制度類型

判断能力の程度に応じて、「後見」、「保佐」、「補助」という3類型が定められています。いずれの類型に該当するかは、主治医の医学的な判断を参考にするなどし、最終的には家庭裁判所が決定します。

成年被後見人とは、常に判断能力を欠いている方を指します。

（例：脳死認定をされた方、重度の認知症を患っている方など）

被保佐人とは、判断能力が著しく不十分な方を指します。

(例：日常の買い物程度ならできるが、大きな財産を購入したり、契約を締結したりすることは難しい方、中度の認知症の方など)

被補助人とは、判断能力が不十分な方を指します。

(例：日常の買い物はひとりでも問題なくできるが、援助者の支えがあったほうが良いと思われる方、軽度の認知症の方など)

タ行

・地域ビジョン

地域ごとの地域資源を活用し、地域の課題を解決するための理念、基本方針及び地域の将来像をとりまとめた市内15の地域づくり組織の計画。

・地域福祉活動助成事業

共同募金、善意銀行、社協会費を財源に、ボランティア等地域福祉活動へ助成する事業。住民に対し財源とその使途を周知啓発し、活動を応援するしくみ。

ナ行

・名張版ネウボラ

出産直後に不安を感じる妊婦が多くいる中で、名張市では産前産後の支援を強化し、安心して出産・子育てできる環境を整備するために、フィンランドの「ネウボラ」を参考に、妊娠・出産・育児の切れ目のない相談・支援の場、またその仕組みを「名張版ネウボラ」と呼んで産み育てるにやさしいまち“名張”を目指した取り組み。

・日常生活自立支援事業

認知症、知的障がい、精神障がいなどのために日常生活に不安のある方を対象に、福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などにより自立を支援する事業。

ハ行

・8050問題

50歳代のひきこもりの子と80歳代の親の世帯において、80歳代の親が50歳代の子の面倒をみなければならない状況にあったり、ひきこもりの長期化等により支援につながらないまま孤立してしまったりする問題のことをいいます。

・福祉協力校

名張市内小学校から高等学校までの児童・生徒を対象に、体験活動を含めた学習や地域住民との交流を通じて、身近な福祉課題に関心を持つきっかけづくりや社会福祉への理解促進を図る取組みをすすめる学校。

・ボランティア

無償、善意、自発的に技術援助、労力提供を行う民間奉仕者の個人又はグループ。近年では、無償は必ずしも要件ではなく、交通費、食事代、報酬などを受け取る場合もボランティアとされる場合(有償ボランティア)があります。

・ボランティアセンター

ボランティア活動の推進・支援を目的として、名張市社協が運営。ボランティアに関する日常的な相談支援、人材育成、地域福祉教育推進、組織サポートなど、さまざまな活動情報を集めてボランティア活動を応援するセンター。

・ボランティアコーディネーター

一人ひとりが社会を構成する重要な一員であることを自覚し、主体的・自発的に社会のさまざまな課題やテーマに取り組む」というボランティア活動を理解してその意義を認め、その活動のプロセスで多様な人や組織が相互に対等な関係でつながり、新たな力を生み出せるように調整することにより、一人ひとりが市民社会づくりに参加することを可能にするというボランティアコーディネーションの役割を、仕事として担っている人材(スタッフ)のことをいいます。

・放課後児童クラブ

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、適切な遊び及び生活の場を用意し、その健全な育成を図る事業。

マ行

・まちの保健室

介護予防、健康教室の実施、サロンのお手伝いなど、福祉の増進、健康づくりの支援をし、住みなれた地域で、安心して暮らしつづけられるよう健やかなまちづくりのお手伝いをする、子どもから高齢者の方々の保健福祉に関する地域の身近な相談窓口(15ヵ所開設)。

第4次 名張市地域福祉活動計画

令和2年(2020年)3月

編集・発行 社会福祉法人 名張市社会福祉協議会

〒518-0718 三重県名張市丸之内79番地

電話:0595-63-1111 FAX:0595-64-3349

URL:<http://www.nabarishakyo.jp/>

E-mail:info@nabarishakyo.jp

※本書はホームページからダウンロードできます。